

# 専門学校公務員ゼミナール佐世保校 学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の規定に基づき、公務員を志望するものに必要な知識を習得させその実現を図り、社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校公務員ゼミナール佐世保校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を長崎県佐世保市三浦町1番13号 に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項はその都度定める。

## 第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
文化教養専門課程	公務員本科	1年	40名	40名	
	公務員特別科	1年	20名	20名	
	公務員本科(通信)	1年	10名	10名	
	公務員特別科(通信)	1年	10名	10名	
合計			80名	80名	

(通信教育を行う区域)

第5条の1 公務員本科通信制の教育を行う区域については、長崎県内に居住する者とする。

(面接による指導の実施に関わる体制)

第5条の2 主たる校地から遠く隔たった場所に居住する学生に面接による指導を実施するための施設として、諫早教室を設ける。当該施設における指導は、主たる校地において指導を行う教職員との連携を図りつつ、適切に行うための体制を整える。

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、公務員本科・公務員本科(通信)については4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。公務員特別科については11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。公務員特別科(通信)については11月1日に始まり翌年10月31日または、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 文化教養専門課程の公務員本科、公務員本科(通信)の学期は、次のとおりとする。

学 科 名	第1学期	第2学期	第3学期
公務員本科	4月1日～7月31日	8月1日～10月31日	11月1日～3月31日
公務員本科(通信)	4月1日～7月31日	8月1日～10月31日	11月1日～3月31日

3 文化教養専門課程の公務員特別科、公務員特別科(通信)の学期は、次のとおりとする。

学 科 名	第1学期	第2学期	第3学期
公務員特別科	11月1日～3月31日	4月1日～7月31日	8月1日～10月31日
公務員特別科(通信)	11月1日～3月31日	4月1日～7月31日	8月1日～10月31日

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 夏季休業 8月に1週間(毎年定める)
- 4 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで
- 5 学年末休業 3月21日から3月31日まで
- 6 学年始休業 4月1日から4月11日まで
- 7 創立記念日 6月1日
- 8 その他校長が必要と認めた日

### 第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程、単位数)

第8条 本校の教育課程及び単位数(授業時数)は、別表1のとおりとする。

(単位の授与)

第9条 単位の授与は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行うものとする。

(始業及び修業)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	始業時刻	終業時刻	曜日
文化教養専門課程	公務員本科	昼間	9時30分	16時00分	月～金
文化教養専門課程	公務員特別科	昼間	9時30分	16時00分	月～金
文化教養専門課程	公務員本科(通信)	昼間	9時30分	16時00分	月～金
文化教養専門課程	公務員特別科(通信)	昼間	9時30分	16時00分	月～金

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- 1 校長 1名
- 2 教員

課程	文化教養専門課程
教員	6名以上

- 3 事務職員 1名以上
  - 4 学校医 1名
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

#### 第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

本校の入学資格は、学校教育法125条第3号に規定する「高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者」とする。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 公務員本科・公務員本科(通信) | 4月1日         |
| 公務員特別科          | 11月1日        |
| 公務員特別科(通信)      | 11月1日または4月1日 |

(入学手続き)

第14条 本校の入学手続きは次のとおりとする。

- 1 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第21条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- 2 全部の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第21条の入学金を添え手続きをとらなければならない。

(転入学、転科)

第15条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

第15条の2 本校学生で、所属の学科以外の学科へ転科を希望する者があるときは、学校長は、選考のうえ、許可することができる。

(休学、復学)

第16条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第18条 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

- |              |        |
|--------------|--------|
| 1 公務員本科      | 31単位以上 |
| 2 公務員特別科     | 31単位以上 |
| 3 公務員本科(通信)  | 31単位以上 |
| 4 公務員特別科(通信) | 31単位以上 |

2 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

## 第5章 賞 罰

(褒 賞)

第19条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第20条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

## 第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第21条 本校の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費及びスクーリング費は、次のとおりとする。ただし、通信制学科に在籍する者で、対面授業の授業時数が年間120単位時間未満となる者はスクーリング費を免除する。

学科	年次	学費	学費内訳				選考料
			入学金	授業料	実習費	スクーリング費	
公務員本科	1	800,000	160,000	590,000	50,000	0	20,000
公務員特別科	1	770,000	160,000	610,000	0	0	20,000
公務員本科(通信)	1	800,000	160,000	290,000	50,000	300,000	20,000
公務員特別科(通信)	1	770,000	160,000	310,000	0	300,000	20,000

第22条 既に納入した納付金は、返還しない。

2 停学を命ぜられた者も同様とする。

(除籍)

第23条 校長は、授業料その他の納付金を3ヵ月以上滞納した者は除籍することができる。

## 第7章 付帯教育事業

(付帯教育事業)

第24条 付帯教育事業として次のとおり別科を設置する。

科名	修業期間	定員
公務員塾	1ヶ月～12ヶ月	50名
PC講座	6ヶ月～12ヶ月	10名
直前対策講座	3ヶ月～6か月	10名

## 第8章 雑則

(施行細目)

第25条 この学則の施行についての細目は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成27年11月1日より施行する。

(施行期日)

1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年11月 1日より施行する。
- 2 第21条については、令和4年11月 1日以降に入学した者に適用する。

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年11月 1日より施行する。

(施行期日)

- 1 この学則は、令和6年 4月1日より施行する。

(施行期日)

- 1 この学則は、令和8年 4月 1日より施行する。
- 2 第6条(学年、学期)、第8条(教育課程、単位数)、第9条(単位の授与)、第12条(入学資格)、第18条(課程修了の認定)の規定は、この学則の施行の日以後に専門課程に入学する者について適用し、施行の日前に、専門課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第21条については、令和8年 4月 1日以降に入学した者に適用する。

別表1 専門文化教養課程

学科		公務員本科		公務員特別科	
科目		授業時数	単位数	授業時数	単位数
必 履 修 科 目	社会科学Ⅰ	30	2	60	4
	社会科学Ⅱ	30	2	30	2
	人文科学Ⅰ	75	5	120	8
	人文科学Ⅱ	45	3	45	3
	自然科学Ⅰ	60	4	60	4
	自然科学Ⅱ	60	4	60	4
	数的推理Ⅰ	60	4	75	5
	数的推理Ⅱ	60	4	60	4
	判断推理Ⅰ	60	4	75	5
	判断推理Ⅱ	60	4	60	4
	適性試験ⅠⅡ	15	1	—	—
	模擬試験演習Ⅰ	30	2	30	2
	模擬試験演習Ⅱ	30	2	30	2
	範囲指定演習Ⅰ	30	2	30	2
	公務員リテラシーⅡ	30	2	30	2
	公務員リテラシーⅢ	30	2	30	2
	小計	705	47	795	53
	選 択 科 目	国語	15	1	15
数学		15	1	15	1
英語		15	1	15	1
基礎能力		15	1	15	1
ビジネス実務Ⅲ		90	6	—	—
卒業研究Ⅲ		30	2	30	2
法学Ⅰ		—	—	150	10
法学Ⅱ		45	3	45	3
経済学Ⅰ		—	—	60	4
経済学Ⅱ		30	2	30	2
模擬試験演習専門Ⅱ		30	2	30	2
小計		285	19	405	27
合計	990	66	1200	80	

公務員本科(通信)は公務員本科に、公務員特別科(通信)は公務員特別科に準ずる。